

ここだけは押さえてほしい！ 会社を守る 36協定のポイント

2020年4月より皆様ご存じの通りいよいよ中小企業にも「時間外労働の上限規制」の適用が開始されます。これを受け荒尾商工会議所では、時間外労働を命じる場合に必要な36協定締結に関する内容を中心にセミナーを開催いたします。

経営者の皆様や労務管理者の皆様など多数のご参加をお待ちしております。

【主な内容】

- ☆36協定とは ☆違反の事例 ☆36協定のキーパーソン(過半数代表者)
- ☆36協定締結のポイント ☆重要書類を作成する3つの方法
- ☆年次有給休暇の取得義務化

【講師】 社会保険労務士 片山 寛之 氏

【略歴】 国立有明工業高等専門学校／電気工学科卒業後、工場、建設現場、小売店の営業、ドライバーを経験。大企業～中小企業の勤務経験から、労務管理の重要性と会社が抱える潜在的なリスクに興味を持ち社会保険労務士の資格を取り荒尾で唯一の社会保険労務士事務所を開業。5児の父でもある。

【日時】 令和2年2月13日(木)10:30～12:00

【会場】 荒尾商工会議所2F会議室／定員：先着20名
荒尾市大正町1丁目4番5号

【対象】 中小・小規模事業者

【受講料】 無料

【申込・問い合わせ】 荒尾商工会議所 中小企業相談所 指導課
電話 0968-62-1211/FAX0968-62-1216

メールでのお申込み E-mail mail@arao-cci.or.jp

FAX 申込書 荒尾商工会議所 行 FAX 0968-62-1216

会社名			
業種			
参加者		役職	
住所	〒		
連絡先	TEL	FAX	
	E-mail		